

第1回吹二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る運営業務委託説明会 要旨

【開催日時】

令和3年12月10日（金） 午後7時00分～午後8時30分

【市出席者】

道場 地域教育部長、堀 地域教育部次長、岡本 放課後子ども育成室参事、
山根 同参事、山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運営業務委託の概要説明】

留守家庭児童育成室の運営を民間委託する目的として、対象学年を年次的に拡大し、6年生までを対象とすることと、開室時間の延長等、社会的ニーズに対応することがあります。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であり、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、令和3年度をもって市内全36育成室の内、12か所の運営業務を委託し、指導員を確保するとともに、委託育成室におきましては、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性についてですが、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、昨年度は6回採用試験を行い、ハローワーク等への求人登録もし、また、昨年度から人材紹介サービスも活用しておりますが、毎年度、転職や引っ越しなどの理由で採用者数と同じぐらいの退職者がいますので、指導員の欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、40人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、次の方策を進めていく必要があると考えています。現在の指導員数は101人で、令和5年度以降、毎年2か所ずつ運営業務委託を進めることによって、仮に現状の指導員数で推移したとしても令和8年度の入室児童数の見込みに対する必要な指導員数は98

人となり、欠員の解消が見込めることとなります。

これは、現在見込んでいる児童数であるため、今後変動する可能性はあります。それによって業務委託を進める育成室数についても前後する可能性はありますが、まずは、毎年2か所の育成室の運營業務委託を進め、4年間、令和8年度までで、8か所の運營業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、令和3年4月の時点で、12育成室の運營業務を委託しており、教室数の総数が39、入室児童数が1,420人で、その運営に伴う必要な指導員数は59人、補助員や要配慮児童に係る加配配置人数も含めると107人分の職員確保と同じ効果となっています。

続いて、社会的ニーズへの対応ですが、延長保育時間については、現在午後6時30分から30分長い午後7時までとなっており、また、夏休みなどの長期休業期間中の開室を午前8時30分から午前8時とするモデル事業を4か所の委託育成室で今年度の夏休みから実施しているところで、令和4年度に運営事業者を募集する予定の吹二育成室においては、長期休業期間中においては午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例を紹介します。昼食提供等について、保護者の方々の支援の一環で、長期休業中に週1回、また、始業式や終業式などの短縮授業の日に、お弁当やカレー、サンドイッチなどを配達してもらい昼食提供している育成室や、ご飯などの主食とレトルト食品を児童が持参して、職員がそのレトルト食品を湯煎している育成室もあります。また、英語レッスンやそろばん教室、コロナ禍で中止とはなっていますが、留学生との交流や事業者が所有する施設を活用した読み聞かせやカラオケ大会など事業者独自の取組も行われており、これらの取組はサービスの向上につながっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば一体何が変わるかというところで、実施主体につきましては、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営をしてまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。また、今まで実施してきた取組やイベントなどを含めて、まずは直営の内容をそのまま引継ぐようお願いしています。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行いますので、金額や支払方法の変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、提供するおやつの種類や量など、保護者の方々のニーズに合わせて対応ができるようになります。金額は今の月2,000円の水準でお願いす

ることとなり、お支払いは保護者様と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

空調設備の修繕などの施設管理や警備関係の契約、児童が怪我をしたときの賠償責任や傷害保険などは引き続き市で行います。怪我の緊急対応は委託事業者が行いますが、市にも連絡が入りますし、怪我の補償などの最終責任は実施責任者である吹田市となります。

開室時間については、延長保育は午後7時まで、夏休み等の長期休業期間中の開室開始時間は午前8時からを公募の条件として、開室時間を延長する予定です。

続いて、委託している育成室の運営状況の評価について、先ほど説明しましたように実施責任は吹田市となりますので、育成室の運営状況を把握し、必要に応じて指導や改善を求めていくこととなります。月例及び年次報告や市職員による巡回、保護者アンケートなどから市では毎年度評価を行っており、市のホームページに公表しています。評価の方法ですが、委託事業者との当初の契約期間は3年間であり、委託開始1年目については学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりと年度末の計2回、3年目は年度末1回の保護者アンケートを行っております。また、市職員による現場確認や巡回報告、保護者アンケートの結果等を踏まえて市による評価を行い、3年目については、後ほど御説明させていただきますが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という第三者で構成された附属機関による契約更新の有無を踏まえた評価をいたします。

その附属機関において、契約書や仕様書の履行状況、事業目的を踏まえた保育や運営状況について、判定基準を超える評価となれば、再度5年間の契約更新となり、以降は、年1回の保護者アンケートと最終年度には附属機関による評価をしていきます。

アンケートの項目やその他の育成室のアンケート結果などについては、本市ホームページ内の放課後子ども育成室のページで御覧いただくことができます。

次に、なぜ吹二育成室が対象となったのかということですが、業務委託する育成室の選定に当たっては、次の4つの指標で選定をしています。1点目は、令和5年度以降に、3教室以上での運営が見込まれており、指導員の欠員解消に一定の効果があることです。これは、早期の指導員の欠員解消を目指すためには、1教室しかない育成室を業務委託しても効果としては薄いと考えており、ある程度の規模の育成室を選定する必要があるためこの指標を設けています。

吹二育成室については、令和6年度以降の入室児童数の見込みでは、3教室での運営を予定しており、2教室のときに運営委託することで、指導員の増員も含めて、円滑に教室を増やして入室を希望する全ての児童を受け入れることができると考えています。吹二育成室においては、大規模な開発があるわけではありませんが、1年生

の入室率と、4年生の継続率が再び増加していることから、入室児童数が80人を超えると見込んでいます。

2点目に、運営する教室が確保できており、安定した運営ができることです。安定した運営を行うために、将来的に教室確保の見通しが立っていることを指標としています。

吹二育成室におきましては、今の育成室の2階に空き教室があり、3教室となっても各教室が近接しており、運営しやすい環境が整っています。

3点目に、運営を委託した後に、教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動や、現時点で運営する教室が不確定でないことです。こちらは、教室数が増減するほどの入室児童数の大幅な増減がありますと、事業者の雇用の面で負担がかかることとなります。また、小学校の児童数増加による普通教室の増加に伴い、育成室として使用する教室がたびたび変更となると、安定的な保育が継続して提供できなくなるため、この指標を設けています。吹二育成室におきましては、入室児童数が増える見込みではありませんが、育成室として使用する教室の見込みはありますので、運営する教室が不確定といった状況ではありません。

最後4点目に、公共交通の利便性が良く、社会福祉法人を含む、幅広い事業者の応募が期待できる立地であることです。駅近であることは求人する上で非常に好条件であり、職員を募集すれば需要も高く、良い人材を選任して採用できることから、幅広く、より多くの事業者からの応募を見込んで、より良い事業者を選定するための指標です。

吹二育成室は、阪急吹田駅からも近く、また、近くで保育園や認定こども園を運営している社会福祉法人もありますので、複数の事業者からの応募を見込んでいます。

以上4点の選定基準を満たしている、吹二育成室を選定しました。

これからの進め方で、スケジュールの案として、本日の第1回説明会の後、年明けの1月下旬から2月頃に2回目の説明会を開催したいと考えています。次の説明会では、事業者の公募に関する募集要領や業務仕様書の案についての御説明と、本日この後お時間を設けています質疑において出た御質問に対する回答などを予定しています。

なお、委託事業者の選定に当たっては、令和4年度の4月から7月頃にかけて事業者を公募、選定しまして、8月頃には事業者の御紹介をさせていただきたいと考えています。その後、10月以降に引継保育を開始しまして、令和5年4月から運營業務委託を開始することを予定しています。

令和2年度までの進め方から変更した点としまして、まず、これまでは8月頃に委託候補とする育成室を決定し、半年間で事業者の公募から選定、引継保育を行い、翌年の4月には運營業務委託を開始していました。順に一つずつ御説明させていただきます。

一つ目ですが、より良い事業者を選定できるよう、多くの事業者が応募しやすい時期に公募します。多くの法人が翌年度以降の事業を計画するには1年前ぐらいから計画を立てることが基本であることから、委託を開始する前年度当初から公募を開始するものです。

二つ目ですが、委託事業者を早く決定することで、余裕を持った求人、指導員確保が可能となります。一つ目と同様に、事業者が前年度の早い段階から計画を立てることで、求人についても余裕を持って行うことができ、必要な指導員を確実に確保し、より良い人材を採用することができると考えています。

最後に三つ目、引継保育期間を最大6か月とすることを検討しています。

事業者の決定を早期に行うことで、新しい指導員が保護者の方々、お子様と信頼関係を徐々に構築していきながら引継保育を実施することができるものと考えています。

次に、どのように事業者を選定するのかについてですが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、学識経験者として2名以内、教育関係者又は児童福祉関係者として1名以内、公認会計士等の会計に関して知識、経験を有する者として1名以内、吹田市立小学校の校長として1名以内の計5名で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内の参画をお願いしています。来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

最後に、公募につきましては、令和4年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。経験不足によって運営が立ち行かないことを防ぐために応募できる事業者の条件を設けさせていただいており、保育所や認定こども園、幼稚園など児童の保育又は教育の分野に係る事業、放課後児童クラブや一時預かり事業など児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業、青少年活動団体などの青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業の運営実績がある法人としています。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しています。

特別委員となられる保護者の方は、一次審査と二次審査に参画していただくこととなり、応募書類の確認や審査していただく上で、応募事業者数によっては長時間の従事も予想されます。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3【質疑応答】

保護者：開室時間で延長保育が午後7時まで、長期休業中の開室開始時間が午前8時からとなるとのことですが、これが直営でできないのはなぜですか。

次に、運営状況の評価で、3年目で附属機関による評価をするとのことですが、それまでの間にとんでもないことが起こってしまった場合はどうなるのか。

また、5、6年生までの保育を対象にさせていただきたいという質問への回答で、指導員が欠員している状況では延期せざるを得ないとありますが、そもそも、5、6年生まで拡大するための運営委託なのではないかと思います。それを仕様書に組み込んだ上で事業者を募集することはできないのでしょうか。

吹田市：直営で開室時間を延長できない理由ですが、現状、指導員が不足しており、長期休業期間中の1日保育など長時間の勤務となる場合、2交代制などの勤務体制をとることが難しく、今現在も指導員の頑張りによって、午前8時30分からなんとか実施できているという状況です。多くの時間外勤務も発生しておりまして、開室時間を延長して、指導員の負担が更に増えると、指導員の退職につながるなど悪循環になっていく可能性もありますので、まずは開室時間の延長ではなく、先に指導員の確保をさせていただいて、安定した職員配置ができるようになってから、直営での開室時間の延長を実施していきたいと考えています。

2点目、3年目の評価までの間に何かあればどうなるのかとの質問ですが、一つのトラブルが起こったからといって直ちに契約解除ということにはなりません、委託契約を締結しておりますので、仕様書の記載事項を満たしていただいた上での保育を実施していただかなければなりませんので、そのあたりは市の職員が巡回を通して確認し、何かあれば指導や是正といった対応を随時していきます。

3点目、5、6年生の受入れについてですが、今回、民間委託を概ね8か所進める計画については、4年生の受入れを維持するために、入室児童も増えていくことも踏まえ、概ね8か所と設定をしています。吹二育成室につきましては、民間委託を進めることで、指導員確保と同等の効果が期待できますが、全ての育成室で5、6年生まで受入れを拡大していきたいと考えておりますので、まず市の全ての育成室で4年生までを受入れ、安定的な運営ができるようになってから、5、6年生の受入れを実現していく予定にしています。そのためには、まず概ね8か所の民間委託を進めてからでないと、結果が見えてこないと考えており、当面の間は5、6年生までの受入れを延期せざるを得ないと判断しています。

保護者：直営での運営に係る費用と、業務委託した後の運営費用では、どちらが高

いのか。もし、その費用負担が増えてくる場合、これから業務委託先を増やしていくということで、将来、保育料の引き上げという形で、保護者に負担が振りがかかってくるのではないか。

吹田市：直営と委託での運営に係る費用ということですが、決して費用を安くするために進めているものではありません。委託料の積算に関しましても直営の運営に係る費用などを基に積算しています。令和2年度の決算では、委託での運営に係る費用の方が多いい状況ですが、理由としては、直営の指導員が欠員状況で、思うように指導員が配置できていない状況もありますので、仮に直営で必要な指導員を配置すれば、同じぐらいの運営費用になると分析しています。

保護者：2点質問がありまして、7月から8月に事業者が決定され、10月から引継ぎが開始される予定とあります。この間2か月しかありませんが、事業者としては、残り2か月で新規採用を始めて、引継ぎをしてもらうことになるので、かなり負担だと思います。下手したら採用者が集まらないのではと思うので、事業者選考の時に、せめて事業者の中で、ベテランの方を複数名指定していただいて、その方々を優先的に10月以降引継ぎに来てもらうことは可能なのか。保護者としては、せっかく採用された方々が引継期間中に辞めてしまうことを最も避けたいと思っていますので、指導員たちが極力変わらないように配慮していただけないのかというのが1点目です。

2点目ですが、今までに委託した事業者の職員は、実際にどれぐらい勤務が続いているのか、育成室ごとに勤務年数等を教えていただきたいです。

吹田市：1点目、8月に事業者を決定して2か月後に引継保育ができるのかということですが、これまでは12月頃に事業者を決定して2月から引継ぎを始めていました。今回からは、4か月早く事業者を決定するスケジュールを予定していますので可能であると考えています。加えて、その事業者選定の評価の際に、10月以降指導員が確保できる見通しがあるかが評価項目の一つとなっていますので、事業者によっては、今から採用しますというところもあれば、内部から異動して確保しますというような事業者もありますので、指導員を確保できる見込みがあるところが高く評価されると思っています。

2点目の今までの勤務年数についてですが、委託運営を開始して1年目、2年目と年数の浅い育成室もありますので、御質問の主旨に沿った勤務年数が出せるかどうか、出し方も含めて一度持ち帰らせていただいて、改めて回答させていただきます。

保護者：仕様書はいつ頃できる予定で、保護者の方にも見せていただけるものなのでしょうか。また、それは毎回同じような内容なのか、それとも吹二育成室なかよし学級用に作成されるのかを教えてください。

吹田市：仕様書につきましては、1月中ぐらいには案という形でお示しする予定と

しており、2回目の保護者説明会で説明させていただきます。保護者の皆様には説明会の1週間前を目途にお配りしたいと考えています。仕様書等に関しましては、事業者選定等委員会で作成することとなりますので、あくまでも事務局である放課後子ども育成室の案として示します。また、仕様書等に関して、保護者の皆様の御意見をお伺いしながら反映できるところは反映させていただきたいと考えています。

保護者：二つ御質問させていただきたいと思っております、一つは特別委員について、保護者として、こちらの意見をお伝えさせてもらえる大きい場なのかなと思っております、今回は保護者会長と相談して決められるということでお話がありましたが、過去の事例として、委嘱のされ方、保護者の誰が特別委員になるのかについてはどのような形で決まってきたのかということと、参加できるのは一次審査と二次審査ということで理解していますが、他に何か御意見をお伝えするような機会があるのかを教えてください。

もう一つは、加配について、業務委託をすることによって、今現在認められている加配の配置が認められないというような変更になる可能性はあるのかということと、先ほど民間事業というところで、独自の内容というものも取り組んでくださるということで、例えば先程のそろばんの話だとかありましたが、配慮を要するお子さんの中には、いろんな特性がおありになって、そろばんの授業を毎日することが、計算力につながるという良いところもあれば、毎日それをするのが大変だという子ももちろん出てくるのかなと思うのですが、そういった部分はこれからの加配の決定の判断の中で、加味されるのかをお聞きしたい。

吹田市：一つ目の特別委員についてですが、過去の事例では、基本的には保護者会を通じて推薦をいただいておりますが、保護者会に入っておられない方がなりたいというお声がありましたら、市から全ての保護者に案内させていただいて、抽選で決めるという方法もあります。ただ、今までの事例では、保護者会に御依頼して推薦してもらおうという形をとっています。

審査の参画については、一次審査は書類審査になりますので、書類を見ていただいて、委員全員が一堂に会して審査、採点をしていただきます。次に、二次審査では事業者のヒアリングを通して採点していただきます。

続いて、加配の人数等の決定については市で引き続き行っており、毎年発達段階に応じて加配を決めていますので、学年が上がり落ち着いてきたようであれば、加配が必要ないといった判断になることはあります。

また、独自事業について、そろばんを例に挙げましたけれども、保護者のニーズに合わせて毎日行っているというところです。英会話についても、希望者だけ参加という形で行っていますので、ここは保護者の皆様との御相談だと

考えており、全員参加がいいのか希望者だけにするのか、御相談させていただきながら進めていくものと考えています。

保護者：過去に社会福祉法人の応募が見込まれず、株式会社まで応募できるようにされたと聞きましたが本当ですか。

吹田市：今現在委託している育成室の中にも株式会社はあります。保育園等の運営実績があることが応募資格要件となりますので、社会福祉法人だけではなく、株式会社、NPOなども応募できるようになっています。当初は、市内の社会福祉法人等に限り応募していた時期もありますが、社会福祉法人だけに限ると事業者の応募がなく、指導員が確保できないということで、募集の対象を拡大してきた経過はあります。ただし、運営実績を要件とすることで、現在委託契約を締結している株式会社、NPOでも円滑な運営をさせていただいていますので、特に問題はないと考えています。

保護者：問題のない株式会社だけが応募してくるとも限らないと思います。吹二なかよし学級の民間委託に応募してくるのが、今までの問題ない株式会社だったら良いですが、新たな株式会社が応募される場合もあると思います。それでも、子供の保育にこれまで従事されてきた株式会社が選定されるという理解でよろしいでしょうか。

吹田市：参加資格要件に運営実績を求める項目がありますので、初めて運営する事業者は応募ができません。そのため、他市等で保育園等の運営実績がある事業者が応募されます。株式会社を含めて、間口を広げての募集となりますので、複数の応募事業者の中から、より良い事業者が選定されるということになります。提案内容については、株式会社だけではなく社会福祉法人も含めて適正に選定されていくものと考えています。

保護者：今の株式会社の話の続きになるんですけども、選定委員の中に、公認会計士等の専門的知識を有する方が1名となっていますが、この方が見るポイントとして、例えば事業者の経営実績とかそういう踏み込んだところまで確認される方たちですか。

吹田市：公認会計士等の選定委員の役割はそういった経営実績等を見ていくことなので財務諸表等といった書類を見ていただき、その中で長期的に安定した運営ができるのかどうか、現在、赤字経営ではないのかということと、加えて、昨年度は、経営面でコロナの影響を受けていないかどうかということもヒアリングを通して聞いていただいています。

保護者：子供の人数についてですが、令和5年度以降に、80人を超えると説明がありました。今の在籍人数から、80人を超えるというのが、今のこの校区の人数とか、その辺の現状であまり考えにくいというところがあったので、本当に80人を超えるのかお聞きしたいです。

それから法人が運営に入るところで、営利目的にやっておられると思うんですけども、委託費や保護者からお預けした教材費やおやつ代の使い道に関しては、例えば最後、会計報告をいただけるのか、明確に会計監査された方が確認していただけるのかどうか。

吹田市：まず人数につきましては、令和5年度以降ということで、現在の見込みとしては令和6年度に80人を超える見込みになります。ただ、現在、令和4年度の一斉申込みが終わった時点で約70人近く入室申請されている状況です。我々の見込みでは、令和4年度で57人を見込んでいたところが、既に70人近くの申請があり、今後更に申請されることも予想されますので、もしかすると令和5年度にも80人を超える可能性はあります。1年生につきましても、40人近く申請されている状況ですので、そのお子様たちが2年生になればということを考えていただければ、80人を超える可能性は十分にあります。

続いて、教材費等は市を通さずに、保護者の皆様から直接お金を徴収して運用します。初めての事業者で信頼関係がない中で不安があるという御意見は、これまでもあり、昨年度選定した際の仕様書にも、希望すれば会計を報告するという項目も明記をさせていただいたように、会計報告を求めることは問題ないと考えています。

保護者：来年入室予定ですが、今の育成室がどのようなことをやっているかも分からないので、事前に見学する機会とかもあれば良いなと思います。それから、民間に移った場合がどんな様子かも当然分からないので、他の既に民間委託している育成室を見に行くことは、可能なのかを教えてください。

また、要配慮児童への対応が重要なのかなと思いますが、既に委託している育成室の保護者から、要配慮児童への対応についての声はどのような声が上がっているのか教えてください。

また、児童間でトラブルがあった時の対応がどのようになされるのか、学校と育成室の連携が民間委託することによって、今まで以上に風通しが悪くなってしまわないかなと危惧しており、その辺について教えてください。

吹田市：事前の見学については、コロナの状況や学校等セキュリティ上の問題があり、育成室を通して必要な調整をしていただいた上で、見学していただくことは可能です。他の委託育成室への見学については、保護者の中から数人ということであれば、市が間に入って調整することは可能だと考えていますので、御要望がありましたら、調整させていただきたいと思います。

続いて、要配慮児童への対応について、これまで委託した育成室では、配置する職員が児童に合う合わないということがありますので、保護者と個人懇談等で実際の声をお聞きしながら、配置する職員は決めており、配置してから、児童と合わないなどということで、職員を交代したというようなケースもあり

ます。

最後に、児童間でのトラブルの対応については、一義的には運営事業者に対応していただくこととなりますが、仕様書にも記載しているように、学校と連携して進めていくこととなりますし、実際に現在の委託育成室でも学校と連携して対応しています。もちろん、案件につきましては市にも報告がありますので、市としましてもそれに対してどういう対応をしたら良いか等の指示を出しながら、市と学校と運営事業者で連携して対応しています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)